

兵庫県公報

令和7年7月29日 火曜日 第638号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良区役員の就任の届出（同）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土地改良区の解散認可（同）	7
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	7
○ 保安林の指定予定（治山課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 保安林の指定の解除予定（同）	11
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	12
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	12
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	12
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	13
○ 平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	14
○ 平成31年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 平成29年兵庫県告示第192号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 平成28年兵庫県告示第256号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（同）	15
○ 阪神間都市計画学校事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	15
○ 阪神間都市計画公園事業の認可（公園緑地課）	16
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	16

公 告

○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17
○ 同 上（同）	17

企業庁公告

○ 県有地の一般競争入札による売却	18
-------------------	----

収用委員会告示

○ 収用の裁決手続開始の決定	19
----------------	----

教育委員会公告

○ 入札公告	23
--------	----

兵庫県告示第706号

平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

平野(3)Ⅱ(118000097)の項中別図82を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第707号

平成31年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

平野(3)Ⅱ(118000097)の項中別図22を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第708号

平成29年兵庫県告示第192号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

棚釜(1) I (131020050)の項中別図22を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第709号

平成28年兵庫県告示第256号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

飯野(2)① I (141020023)の項中別図 1 を次の図面のとおり改める。

飯野(3) I (141020056)の項中別図 2 を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第710号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第543号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年7月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高次Ⅰ (120000130)	三田市高次二丁目（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

兵庫県告示第711号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第97号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三宅川右支Ⅰ (225010004)	南あわじ市山添（別図29のとおり）	土石流	別図29のとおり

兵庫県告示第712号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地 番
藍 本	三 田 市		藍 本	切 田 雲 法 中 山 北 山	2621番3の一部、2623番10 2627番、2627番1、2627番3、2627番8、2627番13、2627番14、2633番1、2637番6、2637番10、2637番14、 3923番1の一部、3923番16の一部 3932番1の一部、3932番2から3932番13まで、3933番から3935番までの各一部、3939番の一部、3940番1、3940番8から3940番11まで、3940番13から3940番15まで、3940番19、3940番20、3947番1

兵庫県告示第713号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年7月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
令和4年兵庫県告示第301号 阪神間都市計画学校事業
3048号 瓦木中学校
- 3 事業施行期間
変更前 令和4年3月11日から令和9年3月31日まで